

事業用資産の減損(2) —もうひとつの考え方—

米 山 正 樹

前稿「事業用資産の減損(1)—「ねらい」の変化による切り下げ—」で確かめたように、「投資のねらい」に適うような業績評価のしくみを重視する、一連の論攷に共通するスタンスによれば、減損を機に「ねらい」が変化する場合にかぎって、市場価格への簿価修正が求められることとなる。これも前稿で言及したとおり、米国の基準書第121号 (FASB [1995]) には、こういう議論にひきつけた解釈が可能な記述もみられる。そこでは、減損が生じた事業用資産の評価を、一律、その市場価格まで切り下げるよう求められている。

もっとも、一連の論攷と整合的な記述がみられるのは、ここで採り上げた米国の基準書くらいといつても過言ではない。むしろこれは例外的な存在であり、それ以外の多くは、「投資のねらい」に着目する一連の論攷では説明できない内容を含んでいる。米国の基準書以外が具体的にどのような内容を要求しており、それらはいかなる論拠に支えられているのか、その点を解き明かしていくのが本稿のねらいである。

第1節 米国以外の会計基準 —英国および国際会計基準委員会の公開草案—

(1) 公開草案の概要

さて前稿で採り上げた米国の基準書第121号と対照的な性格を有するものとしては、英國ASBと国際会計基準委員会による公開草案 (ASB [1997], IASC [1997]) が挙げられる¹。これらはいずれも、事業用資産の簿価と「回収可能額（利用価値と処分価値のうちいざれか高いほう）」とを比較して、減損の有無を確かめるよう指示している (ASB [1997], para.11, IASC [1997], para.5, para.41)。いわば減損が生じたかどうかは、簿価の「回収可能性」に疑義が生じたかどうかで判断されるわけである。簿価が「回収可能額」を超過してしまった場合は、ただちにストックの評価を切り下すことになっている。

これに統いては、減損が発生したとみなされる事業用資産の簿価をどれだけ切り下げるべきかが問われることとなる。この点について、先に掲げた英國などの公開草案は、評価損失を計上するタイミングの決定に際して着目した、簿価と「回収可能額」との関係に再び関心を寄せている。「回収可能額」とくらべて簿価が過大となってしまったときは、両者の差額にみあう評価損失を計上することになっているのである (ASB [1997], para.11, IASC [1997], para.41)。いわば公開草案においては、減損を計上するタイミングと具体的な切り下げ額の大きさが、いずれも簿価と「回収可能額」との比較をつうじて決められるわけである²。

ここで掲げた公開草案の特徴は、いずれも米国の基準書第121号とは大きく異なるものといえ

る。まずは評価損失を計上するタイミングであるが、先述のとおり米国の基準書は、簿価と「現在の用途から期待されるキャッシュフローを割り引かずに合計したもの」との比較により減損の有無を判断するよう求めている。これに対し、英国などの公開草案で簿価と対比されるのは「回収可能額」である。「回収可能額」は保有主体に固有の利用形態から期待されるキャッシュフローの割引現在価値と、同じ財に関する社会的な評価（すなわち時価）のうちいざれか高いほうと定義されている。「回収可能額」はいざれにせよ割り引かれたキャッシュフローと対応した概念であるから、米国の基準書が着目している「単純な合計額」とは明らかに異質なものといえる。

続いては評価損失の具体的な大きさである。これも先述のとおり、米国の基準書は減損が生じた事業用資産の評価を、その市場価格まで切り下げるよう要求していた。これに対し、英国などの公開草案においては、切り下げの対象となった事業用資産の簿価を「回収可能額」まで引き下げるよう求めている。「回収可能額」が市場価格によって決まる場合、つまり第三者への売却処分が最善の選択といいうるケースでは、英国などの公開草案でも市場価格への簿価修正が求められることとなり、評価損失の大きさは「結果的に」一致する。しかし固有の利用形態からより多くのキャッシュフローが見込まれる場合は、「利用価値」のほうで「回収可能額」が決められることとなる。減損の発生にもかかわらず財の継続利用を最善の選択といいうる場合も存在する以上、英国などの公開草案は、この局面でも米国の基準書とは異質な計算手続を求めているものと考えられる。

公開草案にみられる特徴としては、このほか、いったん計上した評価損失の戻し入れが認められていることも挙げられる（ASB [1997]，paras.70-71，IASB [1997]，para.18）。ひとたび低下した事業プロジェクトの収益性に改善がみられる場合は、その事実を評価損失の取り消し（戻し入れ）という形で、ただちに期間損益に反映させるべきというのである。もちろん、かつて計上した評価損失の大きさを超えるような切り上げが認められているわけではない。しかしいざれにせよ、先に採り上げた米国の基準書とは明らかに異質な計算手続が要求されているのはたしかである。「投資のねらい」が変化したときにかぎって簿価を切り下げる考え方たと整合的な側面を有する米国の基準書は、公開草案とは対照的に、評価損失の戻し入れを禁じている。「ねらい」の変化は非可逆的なものと考えられるからである。

さらには、減損以降の業績評価でどのような計算手続が要求されているのかについても、英国などの公開草案には米国の基準書とは異なる特徴を見出すことができる。前稿まで続いた一連の論攷で確かめてきたとおり、米国の基準書は、いったん市場価格まで切り下した簿価をもとに、原則として減価償却の手続を要求しているが、例外的とはいえ簿価の据え置きも認めている。減損を機にストックの評価額を市場価格に揃えた後は、「変化後のねらい」の違いに応じてさまざまな測定操作が求められることとなる。これに対し英国などの公開草案は、減損以降における業績測定のありかたを米国ほど厳密には指示していない。より正確にいうなら、もっぱら減損時点の処理（切り下げのタイミングと切り下げ額の大きさ）だけに関心が寄せられており、それ以降の測定操作については、減損時点の処理から切り離して議論しうるものと理解されているようにみえる³。

ここで述べたとおり、英国や国際会計基準委員会の公開草案には、前稿で採り上げた米国の基準書とは明らかに異なる特徴がいくつもみられる。そうなると、英国などの公開草案は、「投資のねらい」を重視する、一連の論攷に共通のスタンスでは説明できない計算手続を要求していることとなる。では、これらの公開草案は、はたしてどのような論拠に支えられているのであろうか。

(2) 公開草案を支える考え方た

①事業用資産をめぐる業績測定 「期間配分」の手続としての減価償却ー

周知のとおり、長期利用目的で保有している事業用の資産については、一般に、減価償却の手続がとられることになっている。そこでは、あらかじめ採択された償却基準により、耐用年数が到来するまでの間、毎期計画的・規則的に減価償却費が計上され、それにみあう分だけ簿価が減額される。いわば事業用資産の利用に伴って企業が被った犠牲を営業成果の見込まれる期間へと適宜配分し、対応する成果と犠牲との差額として期間損益をとらえることになっているのである。

ここで紹介した「期間配分」の手続は、事業用資産の価値（典型的にはその市場価格）やその変動いかんにかかわらず、事前に取り決めたしくみにしたがって規則的に費用を計上するところが特徴的といえる。長期利用目的の資産には、一般に、市場価格を超えるだけの価値が見出されている。市場での評価を凌駕するような価値が認められるかぎり、市場価格がどう変化しようと、企業経営者は事業用の資産を処分しないはずである。市場価格の有利な変動をねらった投資ならともかく、それを超過するような成果をねらいとした投資については、そうした期待が現実のキャッシュフローに裏づけられたかどうかに着目して業績をとらえるほうがよい。事業用の資産について、市場価格の変動とは関わりのない「期間配分」、より具体的には減価償却の手続が採られるのはそのためと考えられる。

②期間配分の手続に課された制約：簿価の「回収可能性」

(i) 「回収可能性テスト」の必要性

先述のとおり、減価償却の手続は計画的・規則的に費用を配分することそれ自体をねらいとしている。そこでは、事業用資産の簿価がどう意義づけられるのか、その問題に多くの関心が払われることはない。減価償却の対象となる資産の簿価は「未償却原価」、すなわち将来にわたり配分の対象となる費用の合計額としか説明できない。事業用資産それ自体の価値（再調達原価、正味実現可能価額など）に「直接」ひきつけて簿価を解釈するのは無理があるし、そもそも、そういう解釈は期待されていないともいえる。毎期に計上される期間損益の経験的な意味を重視するところに、「期間配分」の考え方の本質を見出すことができるからである。例えば、毎期一定額の費用（定額法の場合）や、期首未償却残高に対し一定比率の費用（定率法の場合）を計上することそれ自体に重きが置かれているのである。

とはいって、この「未償却原価」が事業用資産の価値と著しく乖離してしまうのは望ましいことは思えない。そこでいう「価値」のとらえかたとしてはさまざまなものも想定しうるが、とりわけ重要なのは、問題となっている資産に関する最善の選択（継続利用または処分）から期待されるキャッシュフローを現在価値へと引き直して求めた「回収可能額」である。最善策を探っても回収不能な簿価は明らかに過大なものといえる。とすれば、事業用資産の未償却原価が「回収可能額」を超過していないかどうか定期的にチェックし、簿価が過大であれば適宜評価を引き下げるは、きわめて自然な手続とみて差し支えない。ここで述べたように、「期間配分」の手続は無条件に認められるものではない。未償却原価が「回収可能額」の制約を満たしたときにかぎって容認されるという考え方たも、有力なものといえる。

実際、期間配分の手続を原則としながら簿価（未償却残高）が過大となっていないかどうか、ストック自体の価値にてらしてチェックする手続は現行ルールのもとでも散見される。その典型

例は、棚卸資産や市場性のある有価証券に適用される低価基準である。販売を目的として保有している棚卸資産や有価証券の場合、「回収可能額」に相当するのは市場での取引価格である。これを超えるような簿価は過大であり、過大計上の事実が判明したときはただちに評価を切り下げなければならないとも考えられる。こう意義づけた低価基準は、まさしく「回収可能額」に着目した簿価の切り下げを要求しているものとみなしうる。具体的な先行事例の存在は、長期利用目的の事業用資産に関する「回収可能性」テストの必要性を強く支持するものといえるであろう。

また、国際会計基準などの場合、経験的な意味づけの困難な値でストックを評価しないよう、いっそう基本的な理念の次元にはっきりしたルールがみられる。国際会計基準においても、事業用の資産に関する業績測定は原則として期間配分の手続によるものとされているが、そこでは同時に、資産を「経済的便益」にひきつけて定義する旨の一節が設けられている (IASB [1989], para.49)。

「経済的便益」をどう解釈し、どういう評価基準でそれを測るべきかをめぐっては難しい問題が残されている。しかし、少なくとも以下のようなことはいえそうである。すなわち、結果的に導かれてきたストック評価額それ自体に固有の意義を見出せないような期間配分の手続については、その意義を慎重に確かめる必要がある。そういう意図があるからこそ、国際会計基準委員会などは、「期間配分」の手続とは直結しない言葉で資産を定義したものと推察されるのである⁵。

ここで述べたとおり、たとえ「期間配分」の考え方による場合であっても、期間損益の観点からしか説明のつかないような額でストックを評価するのは必ずしも望ましいことではない。それを財務報告に関わる「基本的な前提」といいうるのであれば、「回収可能性」に関するチェックの必要性を主張するのはそう難しいことではない。期間配分は「意味のある（回収可能な）簿価」をもとに行われるべきとなれば、定期的な「回収可能性」テストは必然的な手続ともいえそうである。

(ii) 「回収可能性テスト」のもとでの減損

「期間配分」の手続のもとでストックそれ自体の価値を直接見積もり、その額まで評価を切り下げる必要性を以上のように理解した場合、そこでは具体的にどのような測定操作が求められるのであろうか。また、そこで導かれてきた計算手続は、減損というコンセプトとどう関わってくるのであろうか。まずは評価損失を計上するタイミングであるが、「簿価の回収可能性」を重視する場合は、簿価の過大計上（簿価が「回収可能額」を超えててしまう状況）こそが切り下げのきっかけとなってくる。つまり利用価値や売却価値で測った簿価の回収可能性が損なわれたとき、それが減損という計算手続の「ひきがね」となるのである。

統いては評価損失の具体的な大きさであるが、簿価が過大となってしまったこと自体を契機とする切り下げの場合は、それを「過大とはいえない」額まで引き下げる作業が必要となる。それは要するに、簿価を「意味のある属性値」、典型的には先に定義した「回収可能額」へと修正する手続を意味しよう。つまり「簿価の回収可能性」に着目する場合は、簿価が過大かどうかの判断に用いた「回収可能額」への修正が必要となり、そこで計上される評価損失が減損によるものとみなされる。切り下げのタイミングと具体的な切り下げ額とが、結果的に同じ判断基準で決められることになるのである。

最後は、いったん計上した評価損失の戻し入れを論じる。「簿価の過大計上」を契機とする簿価修正の場合は、事後的な戻し入れは必ずしも妨げられない。というのも、「いかに努力を費や

しても回収不能な額で資産を評価するのは望ましくない」というのが、評価を切り下げるそもそもの理由だからである。事業用の資産をめぐる環境が好転した結果、「達成可能な目標」が回復した場合は、現時点において到達可能な金額までなら「好転」の事実を期間損益に反映させても構わないし、むしろそれは必要な手続ともいえるのである。当然、それは減損に伴う評価損失の取り消しという性質を帯びることとなる。

③公開草案との対応関係

以上、ここでは簿価の回収可能性に着目し、その観点から「過大となった簿価」を切り下げる一連の計算手続を論じてきた。はたして英国や国際会計基準委員会の公開草案が要求している内容は、「過大計上された簿価の切り下げ」という考え方から導かれてきた具体的な測定操作と整合的なものといえるのであろうか。

まずは評価損失を計上するタイミングであるが、英国などの公開草案は簿価と「回収可能額」とを比較するよう求めており、「回収可能額」との対比において簿価が過大かどうかで切り下げの必要性を判断している。これはまさしく、「簿価の回収可能性」を重視する考え方から整合的なものといえるであろう。統いては評価損失の具体的な大きさであるが、先に説明したとおり、公開草案は過大と判断された事業用資産の簿価をその「回収可能額」まで引き下げるよう求めている。減損が生じたかどうかの判断と同様、簿価と「回収可能額」とに着目して切り下げ額の大きさを決めているのである。そこでは、いわゆる認識基準と測定基準との間で首尾一貫性が保たれている。これも「過大な簿価の切り下げ」という基本理念を反映した計算手続と整合的なものと考えられる。

最後は、いったん計上した評価損失の戻し入れである。英国などの公開草案は、「減損を機に簿価を切り下げるうことなく、当初の予定どおり減価償却の手続を続けていたら求められたはずの未償却残高」を上限として、減損にもとづく損失の取り消し（戻し入れ）を認めている。事業用の資産をめぐる経済環境が改善した場合は、その事実をただちに期間損益に反映されることになっているのである。これも評価損失を計上するタイミングや大きさに関する記述と同様、「簿価の回収可能性」を重視する考え方から整合的な計算手続といえそうである。簿価の回収可能性に向けられた疑義が切り下げの契機となっている以上、そういう疑義を差し挟む必要がなくなれば切り下げの必然性も失われてしまうわけである。

ここで述べたとおり、英国や国際会計基準委員会の公開草案を特徴づけているいくつかの主要な計算手続は、いずれも、「過大計上された簿価の切り下げ」という減損のとらえかたと首尾一貫したものといえる。こういう基本理念に支えられている旨を公開草案自体が明記しているわけではないが、「簿価の回収可能性」に着目した議論は、公開草案で要求されている内容（あるいは要求されていない内容）の総体に首尾一貫した解釈を与えるものといえる。さしあたっては、公開草案がこういう基本理念によっているという言明に積極的な反論は見出せない。

これまでの考察をつうじて、英国や国際会計基準委員会の公開草案が「回収可能性に疑義が残る簿価の切り下げ」という考え方から結びつくような計算手続を求めていることが確かめられた。公開草案を支えるこの基本理念は、「投資のねらい」に適うような業績評価のありかたを問う一連の論攷に共通のスタンスとは直観的にも異質であり、実際、それぞれから導かれてくる具体的な測定操作は大きく異なっている。しかし依然として問題なのは、「投資のねらい」の変化に着

目する考え方たと「簿価の回収可能性」を重視する考え方たとが、具体的な測定操作の次元ではなく、より抽象的な次元でどう違っているのかである。両者が異質なのは疑いようもないが、最も本質的な相違はどこに求められるのか、両者の違いを際立たせるための努力はいまだ十分には費やされていない。次節では、この問題に議論を進めていきたい。

次節で採り上げるべき問題のもうひとつは、なぜ「投資のねらい」とは異質な論拠による切り下げが求められるのかである。前稿までに確かめたとおり、事業用の資産については、ほんらい、「ねらい」に変化が認められないかぎり簿価の切り下げは行われないはずである。一連の論攷に共通するこのようなスタンスと「簿価の回収可能性」に着目した議論との関係をどう考えればよいのであろうか。次節では、このような問題も取り扱う予定となっている。

第2節 ふたつの基本理念にみられる違い

(1) 「貸借対照表指向」と「損益計算書指向」

「過大となった簿価の切り下げ」という考え方たとの対比でいうなら、減損を機に「投資のねらい」が変化したときに簿価の修正を要求する議論は、直接には損益計算書を指向したものといえる。そのような特徴と最も密接に関わっているのは、市場価格への切り下げという手続である。これは、減損以降における投資の成果を、新たな期待に適うような形でとらえ直すための手続とみなしうる。利益概念に関する首尾一貫性が損なわれないよう、業績測定の基礎を通常の新規投資を準拠枠として改訂する必要が、減損をきっかけとして生じてくるのである。そこには「損益計算書指向」の発想を見出すことができる。

この点をもう少し詳しく述べると、今日の企業会計においては、事業を始める際に生じた支出原価をもとに、それを超えて回収した資金で投資の成果をとらえることになっている。そこでいう支出原価は、プロジェクトに着手した時点における事業用資産の市場価格と一致するのがふつうである。こういう業績評価との整合性を保つためには、新たな期待をもとに期間損益計算をやり直す場合も、問題となっているストックの評価をあらかじめ市場価格へと修正しておく必要がある。つまり「投資のねらい」の変化を契機とする評価替えは、減損以降に計上される期間損益を、通常の投資と整合的なやりかたで捕捉するために求められるのである。そう考えれば、「ねらい」の変化から導かれてくる簿価修正は、まさしく期間損益指向の修正手続と意義づけられそうである。

思い起こしてみれば、「投資のねらい」の違いに応じて、事前に期待した成果が実現したかどうかを確かめるための事実も変わってくるというのが、前稿までの議論の眼目であった。そこではたしかに、ストックの評価額より各期に配分される期間損益のほうに关心が寄せられていた。そういう発想は、典型的には、金銭債権に固有の「見積もりの修正」という手続にみられる。その範疇に属する“catch-up approach”や“prospective approach”から導かれてくる「切り下げ後の簿価」はいずれも、それ自体に直接、経験的な意味を与えるのが困難なものであった。

「ねらい」に変化がみられないケースと対置されるのは、減損を機に「ねらい」が変化するケースであるが、こういう場合は、繰り返し述べているように、市場価格への簿価修正が導かれてくる。この市場価格は、それ自身、経験的な解釈が容易なものといえる。しかし市場価格まで評

事業用資産の減損(2)（米山）

価を切り下げる直接的な理由は、あくまでも減損以降の業績評価と関わっている。業績測定の基礎を投資に着手した時点の市場価格に求めることで、減損の有無いかんにより利益概念の整合性を損なわないようにするのが、簿価修正のねらいといえるのである。「市場価格による評価」はそれ自体が目的というより、むしろ首尾一貫した利益概念にもとづく業績測定を実現するための手段と位置づけられる。このとおり、「投資のねらい」に着目する議論においては、いずれにせよ、業績評価のありかたのほうに主たる関心が寄せられるのである。

これに対し、「簿価の過大計上」という事実に着目する考え方によれば、事業用資産について評価損失を計上するのは、もっぱら、簿価を経験的な意味づけの可能な金額に修正するためということになる。一連の論攷に共通するスタンスと比較していながら、そこには貸借対照表指向の発想を見出すことができる。減損の有無に関する判断基準として簿価が用いられているのも、また、切り下げ後の属性値として「回収可能額」、つまり最善の選択肢から期待されるキャッシュフローの割引現在価値が選ばれているのも、簿価にどのような意義を与えるべきかという発想から導かれてきたものといえそうである。

さらにいうなら、「過大な簿価の切り下げ」という着眼点からすれば、減損の生じた会計年度以降、どういう形で期間配分を行えばよいのかが問われることはない。とりあえずは簿価を修正すれば事足りるのであり、事後にいかなる形で投資の成果をとらえる必要が生じてくるのかは切り下げの問題と切り離して考えられるし、事実そう考えなければならない。過大となった簿価の切り下げかたが当面の関心対象であれば、簿価に修正を施した後の期間損益は、むしろ論じてはならない内容とさえいえそうである。以上が「過大な簿価の切り下げ」という考え方の「貸借対照表指向」を、最も端的に示している部分といえそうである。

ここで述べたように、減損を機に「投資のねらい」が変化したかどうかに関心を寄せる本稿の首尾一貫した議論と、「回収可能額」とくらべて簿価が過大となっていないかどうかを重視する議論とは、何を念頭に置いて修正手続を施すのか、その点に本質的な違いを見出すことができる。前者が「損益計算書指向」なのに対し、後者は「貸借対照表指向」と特徴づけることができる。

(2) 「貸借対照表指向」の切り下げと利益概念

前項で指摘したとおり、「損益計算書指向」の一連の論攷においては、減損の有無にかかわらず首尾一貫した利益概念で投資の成果をとらえるべきという要請から、具体的な測定操作が決められていた。とすれば、それとは明らかに異質な「貸借対照表指向」のとらえかたによるとき、減損の前後で利益概念が違ってくる可能性も示唆される。はたして「貸借対照表指向」の「過大となってしまった簿価の切り下げ」という考え方による場合、減損を機に期間利益の概念はどう変質してしまうのであろうか。「回収可能額」が市場価格で決まる場合、つまり事業用資産の売却処分が継続利用より望ましい選択肢といいうるケースでは、いずれの考え方からも市場価格への簿価修正が求められることとなり、差異がみられない。両者の違いを解き明かすためには、「回収可能額」が利用価値で決まる場合を想定しなければならない。

よく知られているとおり、事業用資産の「利用価値」は、保有主体に固有の利用形態から期待されるキャッシュフローを、所有者自身が主観的に見積もったものである。継続利用という途を選んだ経営者の判断をさしあたり尊重するなら、この主観的な価値は、同じ資産に対する社会平均的な評価を反映した市場価格を超えることとなる。この超過分は「のれん」と称されることが

多い。市場価格を基礎とする通常の業績測定においては、ここで説明した「のれん」が実際のキャッシュフローなどに裏づけられたとき、それを期間利益とみることになっている。

これに対し、「利用価値」をもとに減損以降の業績をとらえる場合、減損以降の期間利益には、いわば資本コストにみあうような成果⁶だけしか反映されないこととなる。それを超えるような利潤に対する主観的な期待（すなわち「のれん」）は、「利用価値」のなかに最初から織り込まれているため、それが実際のキャッシュフローに裏づけられたところで期間利益に影響が及ぶことはない。

ここで述べたとおり、減損の生じた事業用資産を利用価値までしか切り下げなかった場合は、市場価格をもとに投資の成果をとらえる通常のケースとくらべたとき、「のれん」の分だけ業績評価の基礎が高く設定されることとなる。通常はキャッシュフローに裏づけられた「のれん」が期間利益を構成するのに対し、減損の生じた事業用資産のケースにかぎっては、「のれん」にみあうキャッシュフローを得たところで期間利益には影響が及ばない。もともと「のれん」含みの価値でストックが評価されているからである。つまり利用価値をもとに業績評価を行う場合は、保有主体が固有の専門技能を駆使し、社会平均を超えるような収益をあげたところで、その事実は減損以降の期間利益には反映されないこととなる⁷。「過大となってしまった簿価の切り下げ」という考え方たのもとでは、「のれん」をめぐり、かなり異質な測定操作が暗に想定されているわけである。

「過大な簿価の切り捨て」という考え方たは、貸借対照表におけるストック評価額に関するかぎり、それなりに意味のある測定操作をたしかに導くものと考えられる。しかし減損時点に切り下げた簿価は、直前に述べたとおり、減損以降における業績測定の基礎としての性質も帶びている。そういう側面に着目すると、「簿価の回収可能性」を重視する議論の「問題点」がみえてくる。減損を機に切り下げた簿価に「最善の努力を費やせば回収可能な額」としての解釈を与えようすれば、それと引き換えに、実現した「のれん」が期間損益に反映されなくなってしまう。そこでは、利益概念について通常のケースとは首尾一貫性が保てなくなるのである。

(3) 「過大な簿価」を切り下げる必要性

直前に言及したとおり、こと減損前後の業績評価に関するかぎり、「過大となってしまった簿価の切り下げ」という減損のとらえかたには、解決すべき問題点が残されている。事業投資の成果が減価償却をはじめとする期間配分の手続で捕捉されている以上、減損の事実をどう反映させればよいのかを検討する際に重視すべきも、貸借対照表価額の経験的な意味というより、むしろ各年度の期間利益に与えられる意義のほうであろう。その点が明らかでないにもかかわらず、簿価が過大かどうかに配慮するのは、本末転倒のように思える。

しかし、ここで指摘した問題にもかかわらず、「過大となってしまった簿価の切り下げ」という考え方たに支えられた公開草案が公表されているのも事実である。これは「簿価の回収可能性」という着想が、今日の企業会計に少なからず根づいていることの弱い証拠とみなしうる。実際、「投資のねらい」に着目する一連の論理と整合的な側面を有する米国の基準書にさえ、簿価が回収可能なものであるべきというのは、財務報告に関わる基礎的な前提とみなしうる旨の記述がみられる(FASB [1995], para.49, para.65)⁸。また、先述のとおり、低価基準のように「過大となってしまった簿価の切り下げ」という考え方たにひきつけた解釈が可能な「切り下げ」の実務も見受けられる。

事業用資産の減損⁽²⁾（米山）

はたして貸借対照表を指向した事業用資産の切り下げは、減損を機に求められる必須の手続といえるのであろうか。かりにその必要性を主張したとして、「投資のねらい」に変化が認められる場合に要求される切り下げと、「簿価の過大計上」を契機とする切り下げとは両立しうるのであろうか。それとも、いずれか一方の手続しかとりえないのであろうか。これらの問題は、いまのところ今後の検討課題とするしかない。正式な基準書として確定するまでの間、英国や国際会計基準委員会の公開草案にどういう修正が施されるのか、事態の推移を注意深く見守っていく必要があろう。

本稿では、減損の生じた事業用資産を取り扱っている英国や国際会計基準委員会の公開草案を主たる検討対象とした。これらの公開草案においては、前稿で採り上げた米国の基準書とは異なる特徴の記述がみられる。ここでは、それらの特徴点を確認したのに引き続き、公開草案の要求内容がどういう論拠に支えられているのかを議論した。そこでは、「過大となった簿価の切り下げ」あるいは「簿価の回収可能性」を重視する考え方かたが導かれてきた。「簿価は回収可能なものであるべき」というのは公開草案が明に暗に繰り返していることであり、実際、この考え方によれば、公開草案の特徴的な内容に首尾一貫した解釈を与えられるようになる。

統いて問題となるのは、「過大となってしまった簿価の切り下げ」という新たなどらえかたと、「投資のねらい」に着目する一連の論拠との関係である。この問題をめぐってはさまざまな着眼点を想起できるが、前者を「貸借対照表指向」と、後者を「損益計算書指向」と特徴づければ、両者の違いをひとことで的確に要約することができる。減損を機に事業用資産の評価を切り下げる場合、簿価それ自体に経験的な解釈を与えることが達成目標なのか、それとも減損以降の各年度に配分される期間損益の意義のほうが重要なのか、ふたつの考え方の最も本質的な違いは、この点に見出すことができそうである。両者は原則として相互排他的な関係にあるとみて差し支えない。

そうなると、「投資のねらい」とは明らかに異質な論拠に支えられた切り下げが、事業用資産に求められるのはなにゆえか、最後にこの問題が残されることとなる。一連の議論で取り扱ってきた長期金銭債権や事業用資産については、原則として期間配分の手続がとられることになっている。利息法や減価償却などの手続は、ストックの簿価それ自体を重視したものというより、むしろ各年度に損益をどう配分すべきか、つまり各年度に配分される期間損益をどう意義づけるべきかという観点から導かれてくるものといえる。現行ルールの背後に、こういう「損益計算書指向」の考え方を見出すことができる以上、減損のとらえかたについても、これまでの一貫した「きりくち」から解き明かしていくのが自然なりかたにみえる。

しかし実際には、「貸借対照表指向」の考え方かたに支えられた公開草案も公表されている。期間配分の手続とストックそれ自体の価値に着目した簿価修正とをどう両立させればよいのか、説得力ある議論を模索するのは今後に残された検討課題といえる。

[注]

- 1 詳細については、企業財務制度研究会〔1998〕を参照。
- 2 これに対し、米国の基準書第121号においては、評価を切り下げるタイミングと評価損失の大きさが、それぞれ別の論拠から導かれてきた。
- 3 より正確にいようと、いったん計上した評価損失を戻し入れてよいかどうかをめぐっては、詳細なルール

が設けられている。ただ、減損の発生後も旧来の「期間配分」のフレームワークを踏襲してよいのか、もしこの点を改めるとすれば、減損以降はどのような事実に着目して投資の成果をとらえることになるのかなどの議論は、必ずしも成熟したものとはいえない。とりわけ、「回収可能額」として「利用価値」が採られた場合と「正味売却価値」が採られた場合とで、事後の業績評価は相違するのか、もし異質な操作が必要なら具体的にどのような違いがみられるのかなどについての議論が十分ではないように見える。

4 以降、ここでは英国（ASB [1997]）や国際会計基準委員会（IASB [1997]）の公開草案による「回収可能額」の定義を踏襲する。

5 もっとも、資産・負債といったストック項目を先に定義し、その変動分として収益・費用をとらえる「資産・負債アプローチ」から、簿価の回収可能性を重視する発想が一意的に導かれてくるわけではない。英国や国際会計基準委員会と同様に資産・負債アプローチを探る米国財務会計基準審議会は、前稿で確かめたように、簿価が回収可能額との比較において過大となっていないかどうかという観点では、説明が困難な記述のみられる基準書を公表している。

6 「利用価値」をもとに捕捉した投資の成果を厳密な用語で意義づけるのは難しい。ここで用いた「資本コストにみあうような成果」は、「事業用資産の利用価値を維持するのに必要なコストにみあう収益」とも言い換えられるが、いずれにせよ厳密な意味で正確な表現とはいえない。

7 もちろん、「のれん」の一切が期間損益に反映されないわけではない。減損を機に事業用資産の評価を利用価値まで切り下げた場合、市場価格とくらべて「のれん」の分だけストックが高く評価されることとなり、その結果、評価損失の額が相対的に減少する。これは要するに、未実現の「のれん」をいち早く期間損益に反映させたためといえる。つまり減損の生じた事業用資産を「利用価値」で評価する場合、その資産に見出される「のれん」は、減損時点の切り下げ額に現れてくるのである。減損以前からそれ以降まで、全体を通算した「期間利益の総額」は、減損時点における切り下げのいかんにかかわらず一致することとなる。

8 米山 [1996]、47-50ページも併せて参考されたい。

[参考文献]

ASB [1997], Accounting Standards Board, Financial Reporting Exposure Draft No.15: *Impairment of Fixed Assets and Goodwill*, June 1997.

FASB [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.121: *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of*.

IASC [1989], International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, July 1989.

IASC [1997], Exposure Draft No.55: *Impairment of Assets*, May 1997.

企業財務制度研究会 [1998]、企業財務制度研究会事務局「減損会計をめぐる諸外国の動向；国際会計基準委員会の動向／英国の動向」「減損会計をめぐる調査」減損会計研究委員会（財団法人企業財務制度研究会）大蔵省委託研究報告書、1998年3月。

米山 [1996]、米山正樹「収益性の低下した営業資産の評価－減損の認識と測定－」『経済論集（学習院大学）』第33巻第1号、1996年3月。

米山 [1997]、米山正樹「営業資産の減損と事後の業績測定－市場価格と『回収可能額』－」『経済論集（学習院大学）』第33巻第3／4合併号、1997年1月。

米山 [1998]、米山正樹「減損会計をめぐる基本的論点－ふたつの異質な『切り下げの論拠』と

事業用資産の減損⁽²⁾（米山）

実際の会計ルールー」『減損会計をめぐる調査』減損会計研究委員会（財団法人企業財務制度研究会）大蔵省委託研究報告書，1998年3月。